

飛騨市ファンクラブオンラインショップ認定制度 募集要項

1 募集の趣旨及び目的

市では、飛騨市産品を取り扱う事業者が運営する一般消費者向けのオンラインショップを「飛騨市ファンクラブオンラインショップ」（以下、「ファンクラブショップ」という。）に認定し、飛騨市ファンクラブ会員等を対象に飛騨市産品の利用促進を図ることを目指します。

本募集は、飛騨市ファンクラブオンラインショップ制度への参画を通じて、飛騨市ファンクラブと連携しつつ、飛騨市産品の魅力発信やファンクラブ会員の裾野拡大等にご協力いただける事業者を広く募集するものです。

2 用語の定義

(1) 飛騨市産品

市内に本店又は主たる事業所を有する個人、法人その他の団体等が生産又は製造する農産物、畜産物、水産物、林産物、加工品、その他市長が認めるもののうち、次の規準を満たすものをいう。

- ・農産物、畜産物、水産物、林産物：市内で生産されたもの
- ・加工品：原材料の主要な部分が市内で生産されたもの、または、製造その他工程のうち主要な部分が市内で行われることにより、市産品として相応の付加価値が生じているもの

(2) オンラインショップ

一般消費者がインターネット上で商品等の購入が可能な仕組みを有しているサイトをいう。

3 応募要件

次のすべての要件を満たす事業者を対象とします。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する事業者であること。
- (2) 飛騨市産品の生産及び製造事業者との取引実績が5社以上あり、飛騨市産品の安定的な販売及び徹底した品質管理ができること。
- (3) 自社で一般消費者向けのオンラインショップを運営していること。
- (4) 飛騨市ファンクラブ会員向けのサイトページの作成、キャンペーン、情報発信に協力できること。
- (5) 市が実施する関係人口創出及び拡大に資する取組みに協力できること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団の構成員及び破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 号に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。
- (8) 市税等を滞納していないこと。

4 認定期間

認定期間は、認定日から当該年度末までとします。ただし、市からの認定取消し、またはファンクラブショップの認定を受けた事業者（以下、「認定事業者」という。）からの辞退の意思表示がない場合は、自動的に同一条件で翌年の 3 月 31 日まで更新されるものとします。

5 市から認定事業者に対する支援等

認定事業者がファンクラブショップの奨励のために必要と認められる場合には、次に掲げる事項について提供し、市が認める範囲においてその使用を許可します。

- (1) 飛騨市ファンクラブに関するロゴデータ
- (2) 飛騨市ファンクラブに関する情報及び資料

なお、市は認定に際し認定事業者に対して金銭的な補助や委託料の支払い等はありません。

6 応募方法

所定の応募書類に必要事項を記入のうえ、書面または電子メールにて提出してください。なお、提出書類は返却しません。

<提出先>

飛騨市役所ふるさと応援課 (E-mail : furusato@city.hida.lg.jp)

<提出書類>

- ・ 飛騨市ファンクラブオンラインショップ認定申請書 (様式第 1 号)
- ・ 会社案内、パンフレット等
- ・ 運営しているオンラインショップの詳細が分かる資料

7 選考方法

提出書類に基づき、以下の観点から総合的に審査し、認定事業者を決定します。

- ・ 応募要件への適合状況
 - ・ 飛騨市製品の取扱実績および販売体制
 - ・ 飛騨市ファンクラブ事業への協力意欲・実現性
- ※ 必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

8 今後のスケジュール（予定）

（募集開始）令和8年5月14日（木）

（応募締切）令和8年5月29日（金）

（選考結果）令和8年6月頃に申請事業者へ書面にて通知

（運用開始）令和8年6月以降

9 留意事項

認定後であっても、信用失墜等の行為が確認された場合には認定を取り消すことがあります。なお、本募集要項に定めのない事項については、飛騨市と協議のうえ決定します。

10 お問い合わせ先

飛騨市役所企画部ふるさと応援課

電話：0577-62-8904（直通）

メール：furusato@city.hida.lg.jp